

【概要版】

日本図書館協会図書館情報学教育部会「大学において履修すべき図書館に関する科目」 (案) に対する児童青少年委員会の意見

日本図書館協会児童青少年委員会

2022年10月、第108回全国図書館大会群馬大会が開催され、第6分科会(図書館情報学教育)にて「大学において履修すべき図書館に関する科目」(案)が公表されました。案は、「児童サービス論」を必修科目から選択科目に変更しようとする内容です。私たち児童青少年委員会では、この案は公共図書館の現状とかけ離れ、公共図書館の発展に禍根を残すものであると考え、反対の意思を表明します。

意見1：児童サービスは公共図書館サービスの基盤です

- ・子ども時代の読書は、生涯にわたる読書の基盤をつくります。
- ・子ども時代からの図書館利用は、その後の図書館利用へと繋がります。
- ・読書の意義や図書館の役割を伝えるのは、児童サービス担当者です。司書課程のなかで児童サービスの重要性を教授する必要があります。

意見2：公共図書館では児童書(蔵書数と貸出冊数)が占める割合が大きい

- ・蔵書に占める児童書の割合

	割合
都道府県立図書館	11.8%
市区立図書館	28.1%
町村立図書館	30.6%

- ・個人貸出冊数に占める児童書の割合

	割合
都道府県立図書館	31.0%
市区立図書館	34.7%
町村立図書館	34.1%

数値は「公共図書館集計(2022年)」日本図書館協会から

*このような現状に対して現場では、児童サービスを学んだ司書が求められています。

意見3：求められている児童サービス担当者

- ・市民・利用者から
 - *児童資料に精通し、読書相談に答えられる児童サービス担当者
- ・地域社会から

- * 児童資料センターや読書推進の役割
- * 読書ボランティア、子ども文庫スタッフらとの協働事業の推進
- ・ 地方行政から
 - * 行政内の他機関との連携・協力（少子化、子育て支援、幼児教育、学校教育、福祉など）
- ・ 児童サービスを通して個々の行政課題に対応する
 - * 学校図書館や学校への支援
 - * 図書館利用に障害のある子どもへのサービス
 - * 多文化サービス
 - * 健康センターなどの事業への参加

意見 4：地方自治体の政策への参加

- ・ 子ども読書活動推進計画の策定
- ・ 教育計画、生涯学習計画、子育て支援計画、読書バリアフリー計画など、行政の政策形成に公共図書館の児童サービス担当者は大きな役割を担っている。

意見 5：国の動きと連動

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）
 - * 子どもに対する司書の果たす役割の明確化
 - 「子どもの読書活動の推進に資する安定的なサービスを実施するために必要な専門性等を持った人材の適切な配置を促す。」
 - * 国からも必要な専門性等を持った児童サービス担当者が求められている。

意見 6：繰り返される「必修」と「選択」 歴史に学ぶ

- ・ 1968年4月、図書館法の一部改正により司書講習の必須科目から「児童に対する図書館奉仕」が外され、選択科目「青少年の読書と資料」へ。
 - * その後28年間、ほぼ児童サービスについての授業を受けていない司書が生み出された。そのため図書館界では児童サービスへの理解が進まなかった。

【結 論】

公共図書館では、児童サービスが基盤的なサービスとして大きな役割を担っています。現場では、児童サービスに精通した職員の確保、また、担当者でなくとも最低限の児童サービスの知識を持った職員が求められています。児童サービスの理論と実践を学んだ司書を養成してください。現場の実態からかけ離れた科目変更はお辞めください。

【要 望】私たちが望む児童図書館員（児童サービス担当者）の養成

私たちは「児童サービス論」を現状の必修2単位から、必修科目「児童サービス論」（2単位）と「児童資料論」（2単位）が必要であると考えています。合わせて検討ください。